



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会阪神支部

広報委員 尾崎雄一郎

贈与税に関する非課税措置の延長等について

「教育資金一括贈与の非課税措置」と「結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置」については、資産を多く保有する者による利用が多かったことから、過度な節税目的の利用につながらないように所要の見直し・延長がなされました。

教育資金一括贈与について

①改正の概要

一定の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されて2026年3月31日までになります。

②贈与者死亡時の課税関係の見直し

教育資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡した場合、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、(a)～(c)の場合であっても、その死亡時における管理残額（管理残額＝非課税拋出額－教育資金として支出した額）を受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

(a)受贈者が23歳未満の場合

(b)受贈者が学校等に在学している場合

(c)受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

③契約終了時の贈与税率の見直し

受贈者が30歳に達した場合等において、管理残額に贈与税が課税されるときは一般税率が適用されます。

④教育資金の範囲の追加

対象となる教育資金の範囲に、「国家戦略特別区域内に所在する一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設」に支払う保育料等が追加されます。

⑤適用関係

②③は2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税・贈与税に、④は2023年4月1日以後に支払われる教育資金に適用されます。

結婚・子育て資金一括贈与について

①改正の概要

一定の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されて2025年3月31日までになります。

②契約終了時の贈与税率の見直し

受贈者が50歳に達した場合等において、管理残額に贈与税が課税されるときは一般税率が適用されます。

③適用関係

②は2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税に適用されます。

参考文献：「財産承継ニュース 税制改正特集号2023年版」「令和5年度税制改正大綱」

